

第四次全国総合開発計画

昭和62年6月

国土庁編

内閣総理大臣 中曽根 康弘 殿

国土審議会

会長 安藤 太郎

全国総合開発計画について

国土総合開発法（昭和25年法律第205号）第7条第1項の規定に基づき、昭和62年6月26日付け62国計第99号をもって調査審議を求められた第四次全国総合開発計画（案）についての当審議会における調査審議の結果を報告する。

第四次全国総合開発計画（案）はおおむね妥当なものである。

ただし、計画の実施に当たり、特に留意すべき事項は次のとおりである。

- 1 計画の推進に当たっては、計画の実施状況の把握など計画の進行管理を行うこと。また、関係各省庁が緊密な連携を保ち、責任を持って、この計画の実施に努めること。
- 2 多極分散型国土を実現するため、引き続き、地方分権の観点に立った、国と地方の役割分担の検討を進めること。また、交流ネットワーク構想の推進に当たっては、地方公共団体の全面的協力を要請すること。
- 3 第四次全国総合開発計画の趣旨と内容を国民によく周知するとともに、その実施について広く国民の理解と協力を求めること。
- 4 東京一極集中の是正策として、事務所の立地を地方都市等に誘導するための措置を検討するに当たっては、財政、金融、税制等幅広く検討することとし、さらに東京中心部等に立地する事務所の費用負担のあり方等の検討に当たっては、いたずらに東京からの事務所の追い出しをねらいとすることなく、また我が国の国際的役割の発揮を阻害することのないよう十分配慮すること。
- 5 高規格幹線道路は、今後の高速交通体系の根幹をなす重要なものであるので、位置づけられた全体構想をできるだけ早期に達成するよう努力すること。
- 6 先行き不透明な時代における長期計画である全国総合開発計画については、計画の内容を硬直的に考えることなく、時代の変化に対応し中間時点において適時見直しを行うこと。

全国総合開発計画について

昭和62年6月30日

閣議決定

政府は、別冊「第四次全国総合開発計画」をもって、国土総合開発法（昭和25年法律第205号）第7条第1項に規定する全国総合開発計画とする。

第四次全国総合開発計画

目 次

第Ⅰ章 計画の基本的考え方	1
第1節 計画策定の意義	1
(1) 国土の均衡ある発展と国土計画	1
(2) 新たな地域課題と経済社会の変化への対応	2
(3) 新たな国土計画の策定	2
第2節 計画の基本的目標	4
(1) 国土計画の基本的課題	4
1) 定住と交流による地域の活性化	4
2) 国際化と世界都市機能の再編成	4
3) 安全で質の高い国土環境の整備	5
(2) 計画の基本的目標	5
第3節 交流ネットワーク構想	7
(1) 交流の意義と活用	7
(2) 交流ネットワーク構想の推進	7
第Ⅱ章 多極分散型国土の姿とその実現	9
第1節 一極集中の是正と各圏域の役割	9
第2節 地方圏の戦略的、重点的整備	13
(1) 地域の活性化と地方都市	13
(2) 農山漁村の多面的役割の発揮	14
(3) 地域の一体化と地域間の連携の強化	15
第Ⅲ章 人と国土の枠組み	16

第1節	人口と国土の利用	16
(1)	人口	16
(2)	国土利用	18
第2節	社会変化と生活様式	19
(1)	長寿社会の進展（年齢構造）	19
(2)	単独世帯の増加（世帯構造）	19
(3)	高齢労働力人口の増加（労働力供給構造）	19
(4)	自由時間の増大	20
(5)	都市化の進展	20
第3節	経済・産業と地域の就業	21
(1)	経済の規模と産業活動	21
(2)	地域の就業の姿	22
第4節	交流の拡大	26
(1)	世界との交流	26
(2)	地域間交流の拡大	26
(3)	全国の交通量	27
(4)	全国の情報交流量	28
第IV章	計画実現のための主要施策	29
第1節	安全でうるおいのある国土の形成	30
(1)	安全で緑と水に恵まれた国土の形成	30
(2)	森林と国土管理	31
1)	国民的資産としての森林	31
2)	森林管理の基本的方向	31
3)	国民参加の森林づくり	33
(3)	水系の総合的管理と水資源の開発・保全	34
1)	水系の総合的管理	34
2)	水資源の開発・保全	36
(4)	海洋・沿岸域の利用と保全	37
1)	利用と保全の新たな展開	38

2) 総合的な利用と保全を推進するための施策	39
(5) 環境の保全	40
1) 自然環境の保全	40
2) 環境問題への総合的取組み	41
3) 歴史的環境の保全	43
(6) 安全性の確保	43
1) 国土保全の推進	44
2) 安全な地域づくりと土地利用	46
3) 大規模地震等への対応	46
4) 火山災害への対応	47
5) 高度情報化に伴う安全対策の強化	47
6) 交流の拡大に伴う安全性の確保	48
第2節 活力に満ちた快適な地域づくりの推進	49
(1) 個性豊かな地域づくりの推進	49
1) 地域主導の地域づくり	49
2) 個性形成事業の推進	49
(2) 生活行動の広域化に対応した地域環境の整備	49
1) 生活の圏域の一体的整備	49
2) 都市と農山漁村との広域的交流	50
(3) 都市の活力の充実と都市環境の整備	50
1) 都市活力の充実	51
2) 都市環境の整備	52
3) 良質な住宅・宅地の供給	56
4) 圏域別の都市整備の方向	57
(4) 農山漁村の活性化と地域環境の整備	61
1) 地域資源を生かした個性ある地域づくり	61
2) 地域環境の整備	63
第3節 新しい豊かさ実現のための産業の展開と生活基盤の整備	65
(1) 産業の振興と長寿社会における生活の充実	65
(2) 農林水産業の多様な展開	65

1) 農業の多様な展開	65
2) 林業の活性化	68
3) 200海里体制下における水産業の展開	69
(3) 工業及び新しい産業の地域的展開	70
1) 地域的展開の基本的方向	70
2) 産業基盤の整備	72
3) ブロック別の産業の発展の姿	73
4) 地域的課題への対応	75
5) エネルギー施設の立地の推進	76
(4) 長寿社会における生活の充実	77
1) 地域の教育・文化の活性化	77
2) 保健・医療・福祉施策の総合的推進	79
3) 余暇・レクリエーションのための空間整備	81
第4節 定住と交流のための交通、情報・通信体系の整備	83
(1) 国土の一体化と国際交流の促進	83
(2) 交通体系の整備	83
1) 整備の目標	83
2) 国際交通体系の形成	85
3) 国内幹線交通体系の形成	85
4) 地域交通体系の形成	90
5) 高度な物流システムの形成	92
(3) 情報・通信体系の整備	93
1) 整備の目標	93
2) 高度な国内情報・通信体系の形成	94
3) 高度な国際情報・通信体系の形成	95
4) 強じんて適応力に富む情報・通信基盤の形成	95
第V章 特定地域の活性化とブロック別開発・整備の方向	97
第1節 特定地域の活性化	97
(1) 豪雪地帯	97

(2)	離島	98
(3)	半島地域	100
第2節	ブロック別整備の基本的方向	102
(1)	北海道地方整備の基本的方向	103
1)	開発・整備の基本的方向	103
2)	開発・整備のための施策	103
(2)	東北地方整備の基本的方向	104
1)	開発・整備の基本的方向	104
2)	開発・整備のための施策	105
(3)	関東地方整備の基本的方向	106
1)	開発・整備の基本的方向	107
2)	開発・整備のための施策	107
(4)	中部地方整備の基本的方向	109
1)	開発・整備の基本的方向	109
2)	開発・整備のための施策	110
(5)	北陸地方整備の基本的方向	111
1)	開発・整備の基本的方向	111
2)	開発・整備のための施策	112
(6)	近畿地方整備の基本的方向	113
1)	開発・整備の基本的方向	113
2)	開発・整備のための施策	113
(7)	中国地方整備の基本的方向	115
1)	開発・整備の基本的方向	115
2)	開発・整備のための施策	115
(8)	四国地方整備の基本的方向	117
1)	開発・整備の基本的方向	117
2)	開発・整備のための施策	117
(9)	九州地方整備の基本的方向	118
1)	開発・整備の基本的方向	118
2)	開発・整備のための施策	119

(10) 沖縄地方整備の基本的方向	121
1) 開発・整備の基本的方向	121
2) 開発・整備のための施策	121
第3節 圏域間交流の新たな展開	123
(1) 圏域間交流の活発化と地域整備	123
(2) 圏域間交流の新たな展開	123
(3) インターブロック交流圏の形成	123
第VI章 計画の効果的推進	125
(1) 多様な主体の参加による国土づくり	125
(2) 国土基盤投資の確保と配分	125
1) 国土基盤整備の推進	125
2) 国土基盤投資の重点	126
(3) 地域の行財政基盤の強化	128
(4) 土地利用の適正化、地価の安定	128
(5) 各種計画との連携	129
(6) 計画の効果的推進	130
<別 表> 高規格幹線道路構想一覧	132
<参考図表>	135

第I章 計画の基本的考え方

第1節 計画策定の意義

(1) 国土の均衡ある発展と国土計画

全国総合開発計画は、昭和37年に第一次の計画が策定されて以来、その基本的な考えを常に国土の均衡ある発展におき、当面する地域課題と新たな時代への対応を図りつつ望ましい国土を築くため、これまで三次にわたり策定されてきた。

昭和30年代前半、我が国は世界にもまれにみる高度成長の緒についた。この高度成長の過程で、東京、大阪へ若年層が大量に流入し、人口等の集中による密集の弊害、地域間格差などの諸問題が深刻化した。こうした状況を背景に昭和37年に全国総合開発計画が策定された。全国総合開発計画では、都市の過大化の防止と地域間の格差是正を図ることを目的として、東京、大阪、名古屋の既成の集積の効果を活用し難い地域を開発地域と位置付け、ここに工業開発拠点を整備すべきこと等を明らかにした。これは、新産業都市として実施に移され、工業の地方展開に大きな役割を演じた。

しかし、予想を上回る高度成長は大都市への人口等の集中を更に助長し、過密・過疎問題が一層深刻化した。昭和44年に策定された新全国総合開発計画は、これらの問題の解決を図るため全国土に開発可能性を拡大することによる国土利用の均衡化を目指した。首都東京をはじめ、札幌から福岡の7大集積地を交通、通信網で結び国土の主軸を形成するとともに、これと各地域を縦横に連結することを主な内容とする新ネットワークの整備などの大規模開発プロジェクトの計画を明らかにした。この全国的なネットワークの整備も順次実施に移され、国土の主軸が形成されようとしている。

昭和40年代後半に入り、我が国経済は第一次石油危機等を契機に安定成長軌道へと移行した。こうした中で、昭和52年に策定された第三次全国総合開発計画は、総合的な生活圈整備の立ち遅れを強く認識し、定住構想を計画方式として採用した。そして、大都市への人口と産業の集中を抑制し、一方、地方を振興し、過密過疎問題に対処しながら、全国土の利用の均衡を図りつつ、人間居住の総合的環境の形成

第1節 計画策定の意義

を図ることとした。昭和50年代に入り、三大都市圏への人口集中は沈静化し、人口の地方定住が進展し、地域においては自らの創意工夫を生かしつつ地域づくりを進めようとする機運が高まり、地方における居住環境も向上するなど、定住構想は進展をみた。

(2) 新たな地域課題と経済社会の変化への対応

しかし、昭和50年代後半に至り、東京圏への高次都市機能の一極集中と人口の再集中が生じている。この傾向が更に進展すれば、東京圏の居住環境の改善を難しくするばかりでなく、限りある国土資源と人間活動のバランスが崩れ、貴重な国土を良好な状態で将来に引き継ぐことも困難となる。また、経済、文化、生活等の種々の面で東京に多くの機能が集中し、国土全体で適切な機能分担が行われなければ、各地域の多様で個性的な発展が阻害され、日本全体として多様な価値観がはぐくまれなくなるおそれがある。

他方、地方圏では急速な産業構造の転換による素材型産業や輸出依存型産業の不振等により雇用問題が深刻化している地域が多くみられる。また、過疎地域での引き続き人口減少ばかりでなく、道県単位でも再び人口減少が生ずるなど、地域振興の上で大きな課題が現出している。こうした状況に対応して、東京一極集中を是正し、国土の均衡ある発展を達成するため、強力な施策を講ずることが求められている。

さらに、21世紀を展望すれば、経済社会に新たな可能性をもたらす技術革新・情報化の進展や急速な産業構造の変化が予想されること、また、高齢化が進展し、比較的安定した人口すう勢の下で、国民生活の質的向上と安全性への志向が強まること、さらに、あらゆる側面で世界との結び付きが深まり、我が国が本格的に国際化することなど、経済社会の大きな変化が予想される。

このような新たな地域課題と経済社会の変化に的確に対応し、活力と創造性に富み、また安全で美しい国土を21世紀に引き継ぐための国土計画を策定することが求められている。

(3) 新たな国土計画の策定

新たな国土計画を策定するに当たっては、これまでの三次にわたる国土総合開発

の成果を踏まえ、①地域の産業構造転換問題が重要となっており、地域活性化のため工業の開発ばかりでなく、多様な産業振興施策の展開が必要なこと、②国土の軸は形成されつつあるが、地方圏の発展を促進するためには、いまだ完成していない地方主要都市を連絡する全国的なネットワークを早期に完成させる必要があること、③生活や経済活動の圏域が拡大し、交流が活発化している実態を踏まえ、定住構想の理念を更に発展させる必要があること、などを今日的に認識する必要がある。さらに近年の東京を中心とした世界都市機能の集中や本格的な国際化の進展に適切に対処していく必要がある。このような諸点を踏まえ、引き続き国土の均衡ある発展を図ることを基本として、新たな国土計画を策定する。

なお、北方領土については、全国土の一環として開発、整備が進められるよう計画されなければならないが、現在、特殊な条件の下におかれているので、条件が整った後、早急にこの計画に所要の改訂を加え、総合開発の基本的方向を示すこととする。

第2節 計画の基本的目標

(1) 国土計画の基本的課題

新たな地域課題と経済社会の変化に的確に対応するための国土計画における基本的課題は、次のとおりである。

1) 定住と交流による地域の活性化

新しい経済社会への転換が産業構造の変化を伴いつつ急速に進んでいる。エレクトロニクス、ライフサイエンス、新素材をはじめとする科学技術の進歩が、新しい発展の可能性を切り開こうとしている一方、我が国経済の国際化は、産業調整の進展、国境を越えた企業立地の展開、農業の体質強化の要請など地域産業に大きな影響を与えつつある。こうした中で、近年地方圏においては、人口減少を生じている地域も多く見られ、これら地域の活性化が喫緊の課題となっている。今後、国土の均衡ある発展を図る観点から、地域社会の発展を担う人材の確保等を図りつつ、地方圏の定住条件を飛躍的に改善する必要がある。

特に、地域における就業の場の確保を図り、その活性化を進めるためには、定住圏の範囲を越えたより広域的な観点からの対応が重要となっている。そのため、高速交通体系等地域づくりのための基礎的条件を整備し、地域の競争力を高めつつ地域相互の分担と連携関係の深化を図る必要がある。これにより、地域が相互に競争し、連携しあって、活性化を図り、各地域が産業、科学技術、文化、学術、観光等それぞれの特性を発揮して個性豊かな地域へと発展していくことが課題である。

2) 国際化と世界都市機能の再編成

我が国経済は、国際的相互依存関係を強めつつ世界の経済活動の1割以上を占めるに至り、国際社会における地位と役割は大きなものとなっている。このため、我が国は従来にも増して国際社会との調和やその発展への貢献を図っていくことが不可欠であり、今後本格的国際化の時代を迎え、世界に開かれ、世界とともに歩む国土づくりを進めることが強く求められている。

このような中で、地方中枢・中核都市をはじめとして全国各地域がそれぞれの特性を生かした国際交流機能を分担することにより、地域の活性化を図るとともに国

際社会と共存する地域社会を築くことが必要となる。特に、東京圏は、環太平洋地域の拠点として、また世界の中核的都市の一つとして、国際金融、国際情報をはじめとして、世界的規模、水準の都市機能（世界都市機能）の大きな集積が予想され、世界的な交流の場としての役割が増大する。しかし、首都機能に加え、このような都市機能が東京圏だけに集中すれば、東京圏の過密が一層進むだけでなく、大規模地震等非常時において東京圏の機能が麻痺した場合、全国的にも大きな混乱を引き起こすおそれがある。

世界都市機能が常時円滑に機能するよう、東京圏の地域構造の改編を進めるとともに、既存の集積を生かして関西圏、名古屋圏等において日本を代表する特色ある世界都市機能を分担することが重要である。

3) 安全で質の高い国土環境の整備

安全で美しい国土を21世紀に引き継ぐことが、基本的な課題である。

国民の安全を確保することは、安定した人と国土のかかわりのための基礎的条件であり、良好な国土管理により安全な国土を形成するとともに、都市化、情報化、技術革新等が進展する中で、複雑、多様化していく災害への確に対応し、あらゆる側面で国民生活の安全性を確保していくことがますます重要になる。

また、生活水準の向上、高齢化の進展、自由時間の増大等に伴い、新しい豊かな住まい方に対するニーズが高まっており、文化性に富み、生涯学習や医療、福祉へのアクセスが容易で、ゆとりと安心感のある質の高い地域環境の整備が求められている。さらに、豊かな森林や水、清浄な大気、静穏な環境の確保、様々な恵みをもたらす自然環境や歴史的環境、良好な街並みの保全及び複雑化していく環境問題への対応などにより安定したうるおいのある国土を形成することが必要となる。

(2) 計画の基本的目標

21世紀への国土づくりの指針として、おおむね昭和75年（西暦2000年）を目標年次とするこの計画では、以上のような国土計画の基本的課題を踏まえ、安全でうるおいのある国土の上に、特色ある機能を有する多くの極が成立し、特定の地域への人口や経済機能、行政機能等諸機能の過度の集中がなく、地域間、国際間で相互に補完、触発しあいながら交流している多極分散型の国土を形成することを目標とす

第2節 計画の基本的目標

る。

多極分散型国土は、生活の圏域（定住圏）を基礎的な単位とし、さらに、中心となる都市の規模、機能に応じて定住圏を越えて広がる広域的な圏域で構成され、それらは重層的に重なりあった構造をもち、それぞれの圏域が全国的に連携することによりネットワークを形成する。この場合、東京圏をはじめとして、関西圏、名古屋圏さらには地方中枢・中核都市を中心とする広域的な圏域が全国的に連携することとなるが、地方中心・中小都市圏の中でも、技術、文化、教育、観光等特色ある機能に応じて、日本全国あるいは世界との関係をもつものが数多く出現する。

第3節 交流ネットワーク構想

(1) 交流の意義と活用

計画の目標を効果的に達成するため、近年地域において活発化している多様な交流の動きに着目する必要がある。国際化、情報化の進展、自由時間の増大、交通便利性の向上などから、余暇活動の長期化、広域化や複数地域居住など人々の行動領域は拡大し、多様な結び付きを求めていくこととなり、交流が活発化する時代を迎えようとしている。

交流の活発化は、地域間の市場や資源を相互に活用することによって経済活動圏を拡大、活発化し、自らの地域のもつ風土や歴史に培われた独自性への再認識から地域アイデンティティをかん養し、また、地域相互が個性豊かな異質なものに接触することによって、社会全体の活性化、新たなものの創造を可能にする。

そのため、この計画では、交流の拡大による地域相互の分担と連携関係の深化を図ることを基本とする交流ネットワーク構想の推進により多極分散型国土の形成を目指す。

(2) 交流ネットワーク構想の推進

地域主導による地域づくりを推進することを基本とし、そのための基盤となる交通、情報・通信体系の整備と交流の機会づくりの拡大を目指す交流ネットワーク構想を次のように推進する。

①国民一人ひとりの定住の場であり、かつ様々な主体の交流の場である地域の整備を、それぞれの地域の特性を生かしつつ、地域自らの創意と工夫を基軸として推進する。このため、定住圏整備の基礎の上に、産業構造の転換や産業の融業化も踏まえつつ地域資源、個性的景観、地域の有する人材、技術力等地域特性の積極的活用による地域整備のための事業を展開する。これにより、中枢的都市機能の集積拠点、先端技術産業の集積拠点、特色ある農林水産業の拠点、豊かな自然とのふれあいの拠点、国際交流拠点等、多様な方向で独自性を有する地域を形成する。

これにあわせ、②国内、国際間の人流、物流、情報流の円滑化のための基幹的交通、情報・通信体系の整備を国自らあるいは国の先導的な指針に基づき全国にわ

第3節 交流ネットワーク構想

たって推進する。交通については、高速交通体系の全国展開により地方中枢・中核都市等全国の主要都市間の連絡を強化し、全国主要都市間で日帰り可能な全国1日交通圏の構築を進めるほか、地方圏において国際交通機能を強化する。情報・通信については、高度な情報・通信体系の全国展開と長距離通信コストの低減により、全国にわたり情報へのアクセスの自由度を高める。

また、③交流の活発化による地域づくりを進めていくためには、交流を促進する役割を果たすソフト面の施策が重要であり、文化、スポーツ、産業、経済等各般にわたる多様な交流の機会を国、地方、民間諸団体の連携により形成する。このため、都市と農山漁村との広域的交流、特色ある産業集積、技術集積相互間の産業・技術ネットワーク、共通の課題を有する地域間でのイベントの共同あるいは持ち回り開催、姉妹都市や地域レベル等での国際交流など、各地域の特性を生かした多様な交流を推進する。そのための組織づくりを進めるとともに、地域の産業や交流の事業に関するデータベースの充実とコンサルティング機能の向上を図り、情報や企画力の供給機能を充実する。

第Ⅱ章 多極分散型国土の姿とその実現

交流ネットワーク構想の推進によって、各地域を活性化し、多極分散型国土を形成する必要がある。本格的国際化の時代が到来し、東京圏が世界都市としての役割を高める中で国土の均衡ある発展を図るためには、高次都市機能を東京圏が一元的に担うのではなく、その多極的な分担により東京一極集中を是正するとともに地方圏を戦略的、重点的に整備することが特に重要であり、次の方向で施策の展開を図る。

第1節 一極集中の是正と各圏域の役割

各地域が人口定住の場として活性化するとともに、全国的、国際的な機能や業務機能、特色ある研究開発機能を適切に分担する必要がある。この計画期間後半には東京圏から地方圏へ人口が純流出となることを目標とし、産業の振興施策の充実等地方圏の定住条件を改善するとともに東京圏への諸機能の過度の集中を抑制し、分散を促進する。

そのため、引き続き工業の分散・再配置政策を推進するとともに、業務上独立性が比較的高い中央省庁の一部部局、地方支分部局等の政府機関の移転再配置等を検討し、その推進を図る。また、今後新たに設置する全国的文化、研究施設について原則として東京外への立地を図る。

経済のソフト化、サービス化に伴い地域の活性化にとって重要となっている事務所の立地を地方都市等に誘導するための適切な措置を検討する。さらに、国際化、情報化に伴う東京への事務所立地の集中により、地価が高騰し社会資本整備も困難となりつつある状況に対処し、都市環境の向上に資する社会資本の整備を図るため、東京中心部等に立地する事務所の費用負担の在り方も含め幅広い観点から、適切な措置を検討する。

遷都問題については、国民生活全体に大きな影響を及ぼし、国土政策の観点のみでは決定できない面があるが、東京一極集中への基本的対応として重要と考えられる。そのため、政治・行政機能と経済機能の相互関係の在り方を含め、国民的規模での議論を踏まえ、引き続き検討する。

第1節 一極集中の是正と各圏域の役割

このように全国土における諸機能の分担を進め、首都機能、世界都市機能の円滑な発揮と地方圏の活性化を図る。この場合の各圏域の役割は次のとおりである。

(東京圏)

東京圏は、我が国の首都としてのみならず、金融、情報等の面で世界の中核的都市の一つとして、我が国及び国際経済社会の発展に寄与する。そのため、国際金融機能等の都心部での展開に伴う要請に対応し、都心部及び東京臨海部の総合的整備を進める。また、都心部に集中しがちな業務機能等を圏域全体で適切に受け止めるよう、業務核都市等への諸機能の選択的分散等地域構造の改編を推進するとともに、通勤の利便性の向上も図りつつ、良好な住宅の供給を図る等東京圏の居住環境の改善を進める。

世界都市機能の集積に伴い安全性の配慮が格段に重要となっている。東京圏の安全性の強化を図るとともに、緊急時に東京圏の機能の一部を支援、補完するしくみを具体的に検討する。

(関西圏)

関西圏は、東京圏に次ぐ諸機能の集積を持つことから、その特性を生かして独自の全国的、世界的な中核機能を担う。このため、長い歴史と伝統を生かしつつ、関西文化学術研究都市をはじめとする域内各地に世界的水準の諸機関、研究所の立地を進め、また経済機能の高度化と新たな集積を図り、21世紀に向けた独創的な産業と文化を創造する中核圏域を形成する。さらに、特色ある国際金融、証券市場等国際経済機能を育成するとともに、24時間空港としての関西国際空港の活用、レポートの建設等により、世界各地との国際交流拠点としての機能の強化を図る。

(名古屋圏)

名古屋圏は、工業生産機能の高い集積などにより、我が国の産業の発展の上で重要な役割を果たしてきた地域である。今後は、この集積を活用し、名古屋市と周辺に環状に展開する諸都市との連携を強化しつつ、航空宇宙、ファインセラミックスをはじめとする先導的産業分野に関する世界的水準の研究開発機能の集積、情報機能の拡充、国際交流機能等の充実を図り、産業技術の中核圏域を形成する。

(地方圏)

地方圏は、国際化、情報化が進む中で近年大都市圏との間で新たな格差問題が生じつつあるが、長期にわたって安定した人と国土のかかわりを築き、良好な国土を将来に引き継ぐため、積極的な地域振興により人口定住を推進すべき地域である。

北海道、北東北、九州、沖縄は、産業構造の変化に直面する中で雇用問題が深刻化するとともに、近年人口減少をみている道県が多く、このままでは、地域の活力が損なわれるおそれがあり、地域活性化のための基盤整備を特に重点的に進める。そのため、高規格幹線道路、通勤用航空のための小型機用空港等の整備により、域内の一体化を目指す高速交通体系を早急に構築する。また札幌、福岡、北九州等のブロック中心都市や域内の県庁所在都市等において、特色ある産業・技術拠点の形成、北方圏諸国やアジア、オセアニア等との国際交流拠点の形成等を進めるとともに、山岳地域や海洋・沿岸域等における大規模なリゾート地域の整備、主要な水田・畑地帯等での生産性の高い先導的な農林水産業の育成等を図り、産業の集積を高めて就業の場を拡大する。

中国、四国等については、産業構造の転換により再活性化が必要な地域が一部に存在するが、本州四国連絡橋の整備により本州と四国が初めて陸路により結ばれること、隣接する関西圏において産業と文化を創造する中枢圏域の形成が図られつつあること等有利な条件を備えている。既存の産業集積の活用に加え、広島等における国際機能の育成、四国の域内循環、山陽と山陰の連絡等域内の一体化のための高速交通体系の整備を図るとともに、隣接する関西圏との連携を強化しつつ地域の発展力を高める。

一方、南東北、北関東、甲信越等は、高速交通体系の整備の進展に伴い、東京圏との短時間、高頻度の相互交流が容易となり、東京圏との近接性を活用しつつ、自立的な発展を図ることが可能となりつつある。仙台については、東京との間に多重の交通ルートが確保し得るという面にも着目して空港、港湾の国際機能を拡充するとともに、東北内の各地域との連携を強化しつつ国際的な学術研究の交流機能や業務機能の充実を図り、東北全体の国際化、情報化の進展を促す。新潟についても、将来における環日本海交流圏の発展を踏まえつつ、国際業務機能、国際交通機能の充実を図り、日本海沿岸地域の国際化、情報化の進展を促す。北陸については、日

第1節 一極集中の是正と各圏域の役割

本海沿岸他地域との連携を強化するとともに、東京、関西、名古屋の各圏域に近接するという条件を活用しつつ、自立的発展を図る。

このようにして地方圏の開発、整備が進展すれば、人口の地方定住が進むこととなり、ひいては東京圏への一極集中傾向も是正される。

(注) 東京圏、関西圏、名古屋圏について

東京圏、関西圏、名古屋圏は、それぞれ東京、大阪・京都・神戸、名古屋及びこれらと社会的、経済的に一体性を有する地域を想定している。

具体的には、およそ次の範囲がこれにあたる。

東京圏は、東京都区部を中心として、八王子市・立川市、浦和市・大宮市、千葉市、横浜市・川崎市及び土浦市・筑波研究学園都市の業務核都市並びに成田等の副次核都市を含み一体となった都市圏を構成する地域。

関西圏は、京都市、大阪市、神戸市を中心として、大津市、奈良市、和歌山市及び関西文化学術研究都市等を含み一体となった都市圏を構成する地域。

名古屋圏は、名古屋市を中心として、岐阜市、豊田市及び四日市市等環状に展開する諸都市を含み一体となった都市圏を構成する地域。

第2節 地方圏の戦略的、重点的整備

構造的不況に陥っている地域や過疎地域など人口減少を生じている地域を多く抱える地方圏の発展のためには、特に地域の活性化を主導する役割を担う地方都市と国土管理や人と自然とのふれあいの場としての要請が高まる農山漁村の整備が課題である。そして、産業構造の変化の中で地域の活性化を図るためには、研究開発機能や新しい産業の育成、リゾート地域の整備、交通、情報・通信体系の整備が戦略的に重要となっている。

(1) 地域の活性化と地方都市

地方都市は、今後都市機能の集積が地域発展に果たす役割がますます重要になってくることから、地域の活性化と個性の形成に大きな役割を担い、同時に交流の場として重要な役割を果たす。特に、既に人口及び諸機能の一定規模の集積を有する地方中枢・中核都市は、地域発展の核として、また、高次都市機能を全国に展開するに当たっての拠点的な地域として大きな役割を担う。

(新しい産業の再配置)

産業構造の高度化が進む中で、研究開発機能や情報、人材育成等に関する新しい産業の重要性が高まっており、工業に加え、これらの分散、再配置を図る。このため、地方中枢・中核都市を中心として、公的な研究施設等の先行的な整備により、新素材、バイオテクノロジー等特色ある研究開発拠点の整備を図るとともに、共通施設を有する業務用ゾーンの整備等により、ソフトウェア業、情報処理サービス業等の誘致、育成を促進する。これらにより、先端技術産業や新しい産業の定着と、地元産業との交流、複合化を図り、地域への産業・技術の波及効果を拡大する。

さらに、各地域間の情報や人材の交流を促進することにより、各地域の産業・技術拠点のネットワーク化を進め、地域の技術力の一層の向上を図る。

(国際交流機能の充実)

地方都市が国際交流機能を適切に分担し、地域の活性化の基礎とするため、地方中枢都市を中心に国際交流の基盤となる空港、港湾の整備を進める。これらにあわ

第2節 地方圏の戦略的、重点的整備

せ、各地域の地理的、歴史的条件等を踏まえ、海外の教育・研究機関、研究者等の受入れを促進することにより地域の教育の国際化を図るなど、教育、産業、文化、スポーツ等多様な交流の機会の形成を図る。

(都市環境の整備)

研究開発機能や国際交流機能、業務機能を地方中枢・中核都市等に育成、誘致するため、その受け皿として、中心市街地、鉄道施設跡地等の再開発や空港、高規格幹線道路等交通の利便性の高い地域における新たな市街地の開発整備により都市機能集積拠点を形成する。

先端技術産業の誘致、人材の確保等生産の基盤としても居住環境の良否が重要となっており、地方圏の美しい自然環境、都市空間を生かし、大都市圏では得られないゆとりのある居住環境を整備する。また、地域の特性に応じた市街地の整備等により地方都市における都市的魅力の増進を図る。

(2) 農山漁村の多面的役割の発揮

農山漁村は、農林漁業者等の生活の場、食料、木材の生産活動の場であるとともに、国土管理と自然環境保全の場、国民と自然とのふれあいの場としての要請が高まること等から、これらの視点も踏まえつつ、地域の活性化を図る必要がある。

(活力ある生産・生活空間の形成)

活力ある地域社会を形成するため、中核的担い手の育成、ほ場の大区画化等生産基盤の整備や新技術の導入による高生産性農林水産業の展開、1.5次産業の育成等の多様な産業の積極的振興を図るとともに、生産と生活が複合的に営まれているという特性に配慮し、調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する。

(都市との広域的交流)

今後予想される自由時間の大幅な増加に対応し、都市住民の自然とのふれあいのニーズを充足するとともに、交流を生かした農山漁村の活性化を図るため、海洋・沿岸域、森林、農村等でその特性を生かした多目的、長期滞在型の大規模なリゾート地域などの整備を行う。また、都市住民等の余暇を重視した生活ニーズの充足を

可能にするための複数の住宅の利用、退職者、芸術家等の農山漁村居住等のマルチハビテーション（複数地域居住）を進めるとともに、都市の児童生徒の自然とのふれあいの体験や都市と農山漁村とのより深い理解のため、一定期間農山漁村に集団で滞在して学習する活動を推進する。

(国土の管理機能の充実)

農山漁村においては、国土保全施設の整備に加え、地域産業の活性化を図ることにより、農林地が本来もつ機能を維持しつつ国土の適正な管理を推進する。特に、森林については、林業はもとより多角的な森林関連産業の振興等により地域の活力を高め、適正な管理を推進する。また、森林とのふれあいを確保する施策を講じ、森林管理についての国民意識を醸成しつつ、国民一般の任意、自主的参加の下にその管理水準を向上させる。

(3) 地域の一体化と地域間の連携の強化

地方都市の機能の周辺地域での活用を円滑にするとともに、地方都市相互間で適切な連携を図り、多極分散型国土の形成を促すよう、交通、情報・通信体系の先行的かつ計画的な整備を推進する。

このため、地方都市と周辺地域を結ぶ幹線道路や地方中枢・中核都市及び地域の発展の核となる地方都市を連絡する高規格幹線道路の整備を早めるほか、地域間の移動の利便性を高めるための高速鉄道の整備を進める。また、航空輸送サービスを容易に享受できない地域については、小型機用空港等の適切な整備を行うことにより、高速交通の利用の利便性の均等化を目指す。交通体系の整備に当たっては、従来の大都市直結型の交通体系から地方都市相互間の交通網の整備を重視する。

地域の情報発信機能の強化を図るため、地域の特性を生かした情報・通信システムを整備する。また、利用コストの低廉化を図りつつシステムのネットワーク化を促すことにより、地域相互での情報へのアクセスを容易にする。